公立児童クラブ利用料等について

1. 利用料について

(1) 利用料の区分

利用料は、下記表に基づき、利用する区分が増えるごとに加算されます。ただし、**平日と** 長期休業日を利用する場合は、長期休業日の利用料が半額となります。

【利用料】

壬山日	154	利用料の額						
个UH	国区分	平日を利用する場合	平日を利用しない場合					
平 日	(月~金)	1月当たり 3,000円	-					
	学年始休業日	1期間当たり 750円	1期間当たり 1,500円					
長期休業日	夏季休業日	1 期間当たり 3,600 円	1 期間当たり 7,200 円					
(月~金)	冬季休業日	1期間当たり 900円	1期間当たり 1,800円					
	学年末休業日	1期間当たり 750円	1期間当たり 1,500円					
土	曜日	1月当たり 1,200円						

- ※長期休業日は、月曜日から金曜日までとなります。長期休業日期間中の土曜日も利用した い場合は、土曜日の利用区分も併せてお申し込みください。
- ※夏季休業日、冬季休業日は該当する月に利用料を分割してご負担いただきます。
- (※2ヶ月間のうち1ヶ月だけ利用された場合でも、料金は半額になりません。(例. 夏季休業の7月、8月どちらかのみ利用など))
- ※振替休業日(一時利用を除く)の利用料は、平日及び土曜日の利用料に含まれます。
- ※保護者会費については、保険料やおやつ代等の実費徴収分となりますので、現在と同様に ご負担いただきます。

【毎月の利用料の納入例】

①全ての利用区分(平日、長期休業日(学年始、夏期、冬期、学年末)、土曜日)を利用する場合

区分	年総額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日	36, 000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
土曜日	14, 400	1, 200	1, 200	1,200	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200	1,200	1, 200	1, 200	1,200
学年始	750	750											
夏季	3,600				1,800	1,800							
冬季	900									450	450		
学年末	750												750
合計	56, 400	4, 950	4, 200	4, 200	6, 000	6, 000	4, 200	4, 200	4, 200	4,650	4,650	4, 200	4,950

②長期休業日(学年始、夏期、冬期、学年末)と土曜日を利用する場合

区分	年総額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日	0												
土曜日	14, 400	1, 200	1,200	1, 200	1, 200	1,200	1, 200	1, 200	1, 200	1,200	1,200	1, 200	1,200
学年始	1,500	1,500											
夏季	7, 200				3,600	3,600							
冬季	1,800									900	900		
学年末	1,500												1,500
合計	26, 400	2, 700	1, 200	1, 200	4,800	4,800	1, 200	1, 200	1, 200	2, 100	2, 100	1, 200	2,700

(2) 利用料の多子軽減

同一世帯において利用児童が複数人いる場合の利用料は、2人目の利用料は半額、3人目以降は無料となります。

【人数の数え方】

次の順に、1人目を決定します。

- ① 平日を利用する児童を先に数えて、次に平日を利用しない(長期休業日や土曜日だけを利用する)児童を、最後に一時利用のみの児童の順に数えます。(利用区分の変更時などに順位が変わります)
- ② ①が同順の場合は、生まれの早い児童の順
- ※ 第1子、第2子、第3子の順にならない場合がありますのでご留意ください。

【多子軽減の例】

表示:〇=全額、△=半額、×=無料

例1) 3人の児童(5年、3年、1年生)が、4月1日より平日【3,000円/月】を利用する場合

利用者	平日利用		4月		5月 6月		6月		7月	8月		
5年生	あり	0	3, 000	0	3, 000	0	3, 000	0	3, 000	0	3, 000	
3年生	あり	Δ	1, 500	Δ	1, 500							
1年生	あり	×	0	×	0	×	0	×	0	×	0	

例2) 3人の児童が、次の利用区分を利用する場合

- ・5年生児童が、長期休業日(学年始【1,500円/月】、夏期【3,600円/月】) を利用
- ・3年生児童が、平日と土曜日を利用【合計4,200円/月】
- ・1年生児童が、平日と土曜日を利用【合計4,200円/月】

①利用開始日が同じ場合(4月1日利用開始)

利用者	平日利用		4月	5月		6月		7月		8月	
5年生	なし	×	0	-	_	_	_	×	0	×	0
3年生	あり	0	4, 200	0	4, 200	0	4, 200	0	4, 200	0	4, 200
1年生	あり	Δ	2, 100	Δ	2, 100	Δ	2, 100	Δ	2, 100	Δ	2, 100

※5年生は、平日を利用しないため、3人目(無料)になります。

②利用開始日が異なる場合(3年生が5月から利用開始する場合)

利用者	平日利用		4月	5月		6月		7月		8月	
5年生	なし	Δ	750	_	_	_	_	×	0	×	0
3年生	あり			0	4, 200	0	4, 200	0	4, 200	0	4, 200
1 年生	あり	0	4, 200	Δ	2, 100						

%5月から、3年生(平日利用あり)が1人目(全額)となり、5年生(平日利用なし)が3人目(無料)となります。

(3) 利用料の免除

次の免除事由に該当する世帯は、利用料の免除を受けることができます。免除を受ける 場合には、免除申請書を提出いただく必要があります。

	免 除 事 由	免除額等
1	利用児童の属する世帯が生活保護受給世帯	全額
2	利用児童の属する世帯が前年度市町村民税の非課税世帯	全額
3	所有又は居住する住宅が自然災害等により損害を受けた場合	全額または一部
1	利用児童が傷病等やむを得ない理由(家庭の都合を除く)によ	欠席した期間の全額
4	り連続して 15 日以上欠席した場合	(日割り計算)

2. 利用料の納入方法

利用料の納入方法は納付書または口座振替となります。

(1)納付書による納入

児童クラブを利用する年度の 12 か月分(長期休業日のみ利用する世帯は、利用する月分)の納付書を、4月に送付します。指定金融機関、コンビニエンスストア及び電子納付にて納入期限日までに納入してください。

(2) 口座振替による納入

口座振替により納入をご希望する場合は、「口座振替依頼書」により、金融機関へ申し込みを行ってください。なお、手続きを行わない場合、納付書を送付させていただきますので、ご承知ください。

年度途中から口座振替を希望する場合で、既に納付書がお手元に届いている場合については、子育て支援課の指示に従い、破棄していただきますようお願いいたします。

(3) 利用料の不返還

利用申込していた児童が児童クラブを利用しない日があっても、利用料の返還はいたしません。ただし、利用料の額に変更が生じた場合(免除事由に該当した場合など)はこの限りではありません。

3. 利用区分の変更について

利用区分の変更は、年度途中でも行えます。利用区分を変更する場合は「放課後児童クラブ利用区分変更届」をご提出ください。ただし、定員等によりご希望に添えない場合があります。

○利用区分を追加する場合の「放課後児童クラブ利用区分変更届」提出期限

変更を希望する日の属する月の前月の20日まで(※20日が土曜・日曜・祝日の場合は前平日まで)

〇利用区分を取りやめる場合の「放課後児童クラブ利用区分変更届」提出期限 当該月または当該期間が開始する前日(「平日」は前月の末日、「土曜日」は、第1土曜日の 前日)まで(※当該日が土曜・日曜・祝日の場合は前平日まで)

(例)※次の金額に、平日との併用や多子減免は考慮していません。

- 例1)他の利用区分と併せて、7月から夏季休業日(7,200円)を利用していたが、8月から夏季休業日の利用を止めた。
 - ⇒他の利用区分の利用料と併せて、夏季休業日の利用料 7,200 円をご負担いただきます。
- 例2)他の利用区分と併せて、7月は夏季休業日を利用していなかったが、8月から夏季休業日(7,200円)の利用を開始した。
 - ⇒他の利用区分の利用料と併せて、夏季休業日の利用料 7,200 円をご負担いただきます。

4. 児童クラブの年度途中からの登録・辞退について

年度途中で児童クラブに登録するまたは児童クラブを辞退した場合、辞退した月の利用料を、辞退日により日割り計算を行い、保護者あて通知させていただきます。辞退された場合については、日割り計算後の金額で納入いただきますようお願いいたします。

〇利用を辞退する場合の「放課後児童クラブ利用辞退届」提出期限 利用最終日まで。

日割り計算式 (1か月の利用料÷当月の利用可能日数)×当月の利用日数